

奈 整 政 第 15 号  
令 和 6 年 6 月 26 日

近畿財務局奈良財務事務所長  
前田 泰之 様

奈良市長 仲川 げん



地域の整備計画等に関する意見について

平素より市政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
令和6年4月1日付、奈財管第143号にて照会のあった下記の財産に係る地域の整備計画や環境保全等に関する本市の意見等につきまして、別紙のとおり報告いたします。

記

財産の所在等

所在地	登記地目	数量	意見受付期限	備考
奈良市半田開町7番1外1筆	宅地	10,826.58 m <sup>2</sup>	令和6年6月30日	

【担当】

奈良市 都市整備部 都市政策課

Tel 0742-93-6598

Mail toshiseisaku@city.nara.lg.jp

## 1. 財産の所在等

所在地	登記地目	数量
奈良市半田開町7番1外1筆	宅地	10,826.58 m <sup>2</sup>

## 2. 意見の有無

- 無  
 有

## 3. 地域の整備計画や環境保全等に関する意見

## 整備計画について

- ・整備計画なし

## 環境保全について

- ・当該地には、数基の古墳と平城京跡の遺構が存在し、土地の形状変更を行う際には発掘調査が必要となることに留意すること。
- ・当該地で造成及び建築工事を実施する場合において、残存する遺構は保存する必要があることに留意すること。
- ・当該地は市街化調整区域のため、原則として都市計画法第34条各号に該当すると認められる建築物等以外は建築することができないことに留意すること。  
また、開発区域の予定建築物の敷地は、建築基準法上の有効4m以上の道路に接している（幹線道路より開発区域まで有効4m以上の道路が通じていること）必要があることにも留意すること。
- ・当該地は上記の他、以下の規制地域であることに留意すること。  
第一種風致地区（佐保山風致地区、ゾーン1）  
歴史的風土特別保存地区（聖武天皇陵特別保存地区） ※  
歴史的風土保存区域（平城宮跡保存区域）  
屋外広告物第一種禁止地域  
歴史的な風土景観区域  
※歴史的風土特別保存地区（聖武天皇陵特別保存地区）については、現状新たに建築物等を建築できない区域であり、土地利用に著しい支障をきたすこととなる。

## 4. 福祉施設又は認定こども園、又は当該施設を含む複合施設の用に供することについての要望

回答 要望なし

## 5. 二段階一般競争入札に関する要望

回答 二段階一般競争入札を行う場合は、旧奈良監獄・鴻ノ池運動公園周辺整備事業と調和をとった活用を図ること。

6. 担当及び連絡先

奈良市 都市整備部 都市政策課 小笠原

電話：0742-93-6598 メール：toshiseisaku@city.nara.lg.jp